

質 疑 応 答 書

令和4年11月21日

学習支援を手法としたこどもの居場所事業
提案事業者各位

入間市長

(担当課：こども支援課)

下記業務の公募に際し、次のとおり不明な個所がありますのでご質問いたします。

業務名	学習支援を手法としたこどもの居場所運営事業	
No.	仕様書頁	4ページ 10(6)対象経費
	【質問事項】 備品購入費が対象外とありますが、なぜですか？ 事業で使う為の備品の購入も不可となりますか？	
	【回 答】 本事業は国庫補助金である地域子供の未来応援交付金を活用したものであり、単年度ごとに精算を行う必要があります。そのため、備品の購入ではなく、事業実施期間内のリースやレンタルをお願いしております。 また、1品の金額が5万円を超える場合は、賃貸借契約（リース）を貸主と結び委託料から賃貸借料を支出してかまいませんが、業務委託期間外の賃貸借料につきましては、貴団体の予算で精算する必要がありますのでご注意ください。 例) 10万円のパソコンを、令和4年12月から令和5年11月までの12回払いで賃貸借契約（リース）した場合 ⇒業務委託契約期間である令和4年12月から令和5年3月までの4か月にかかる賃貸借料を入間市との委託契約料で支払い、それ以降の費用を団体予算で支出する。	